

鳥取市消費者見守りネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第11条の3第1項の規定に基づき、消費者の利益の擁護及び利益の増進に関連する関係機関・団体等で構成する消費者安全確保地域協議会として、鳥取市消費者見守りネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、関係機関が連携し、全ての市民の消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止等、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消費者安全の確保に係る情報の収集及び提供並びに啓発に関する事項
- (2) 消費者安全の確保に係る協議、情報の共有及び連携の強化に関する事項
- (3) 高齢者や障がい者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の被害の防止、その他の消費者の見守りに関する施策の検討及び実施に関する事項
- (4) その他消費者安全の確保のために必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、別に設置する鳥取市地域共生社会推進会議と連携して所掌事務を処理する。

2 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者をもって構成する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、鳥取市消費生活センター所長が招集して開催する。

2 必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の構成員及び前条第2項に規定する者は、法第11条の5の規定に基づき、協議会の活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取市消費生活センターにおいて行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

【別表】（第4条関係）

<鳥取市消費者見守りネットワーク協議会構成員> 事務局：鳥取市消費生活センター

<p>関係機関</p>	<p>鳥取市社会福祉協議会 鳥取県社会福祉協議会地域福祉部 鳥取市自治連合会 鳥取市民生児童委員協議会 鳥取市老人クラブ連合会 鳥取市地区社会福祉協議会連絡会 障がい者自立支援協議会 介護事業所（小規模多機能型居宅介護事業所等） 各地域包括支援センター 鳥取市消費者団体連絡協議会 鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター 特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取</p>
<p>警察</p>	<p>鳥取警察署 浜村警察署 智頭警察署</p>
<p>市関係部局</p>	<p>地域福祉課 長寿社会課 中央包括支援センター 障がい福祉課 生活福祉課 保険年金課 健康・子育て推進課 地域振興課 協働推進課 市民総合相談課（鳥取市消費生活センター） 各総合支所市民福祉課 各総合支所地域振興課 中央人権福祉センター</p>